

5 第一八・〇六項の規定の適用上、「カカオ含有量」とは、カカオ豆由来の成分（チヨコレートリカー又はココア粉（固形物）及びカカオ脂）から成るものをいう。カカオ含有量割合とは、製品の重量に占めるカカオ豆由来の成分の割合をいう。

6 第一八・〇六項の規定の適用上、「菓子」とは、小売用にした産品であつて更なる調製なく食することを主に目的とするものをいう。

第三款 品目別原産地規則

前款1(a)から(p)までに分類される産品の各品目別原産地規則は、次の表に別段の定めがある場合を除き、CCとする。同表一欄に示す品目に該当する原産品については、同表二欄に定めるそれぞれの品目別原産地規則を適用する。

一欄	二欄
統一システムに基づく分類	品目別原産地規則
〇四・〇一―〇四・〇四	CC（第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）

○四・〇五	<p>CC(第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)又は第二一〇六・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)</p>
○四・〇六	<p>CC(第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)</p>
○八〇一・三二	CTSH
○九〇一・二二―〇九〇一・二二	CTSH
○九〇二・三〇	CTSH
○九〇四・二二	<p>CC(第七〇九・六〇号の材料からの変更を除く。)(とうがらしに限る。)</p> <p>CC(その他の産品)</p>
○九〇四・二二	<p>CC(第七〇九・六〇号の材料からの変更を除く。)(とうがらしに限る。)</p> <p>CTSH(その他の産品)</p>
○九〇五・二〇	CTSH
○九〇六・二〇	CTSH
○九〇七・二〇	CTSH
○九〇八・二二	CTSH

〇九〇八・二二	CTSH
〇九〇八・三二	CTSH
〇九〇九・二二	CTSH
〇九〇九・三二	CTSH
〇九〇九・六二	CTSH
〇九一〇・一二	CTSH
〇九一〇・二〇―〇九一〇・三〇	CC又は 破碎し若しくは粉碎してない産品を破碎し若しくは粉碎すること（第〇九一〇・二〇号から第〇九一〇・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
〇九一〇・九一	CTSH
〇九一〇・九九	CTSH又は 破碎し若しくは粉碎してない産品を破碎し若しくは粉碎すること（第〇九一〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
一一〇二・九〇	CC（第一〇・〇六項の材料からの変更を除く。）
一一〇三・二〇	CC（第一〇・〇六項の材料からの変更を除く。）
一一〇五	CC（第〇七・〇一項の材料からの変更を除く。）

一一〇七・一〇	CC (第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。)
一一〇七・二〇	CC (第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。)
一一〇八・一二	CC。ただし、産品がアメリカ合衆国において収穫されようもろこしからアメリカ合衆国において生産されることを条件とする。
一一〇八・一三	CC。ただし、産品がアメリカ合衆国において収穫されるばれいしよからアメリカ合衆国において生産されることを条件とする。
一一〇八・一四	CC (第〇七・一四・一〇号の材料からの変更を除く。)
一二〇八・九〇	CC (サフラワーの種の粉及びミールに限る。) CTH (その他の産品)
一五・一八一・一五・二二	CTH
一六〇二・三二	CC (第二類の材料からの変更を除く。)
一六〇二・四一―一六〇二・四九	CC (第二類の材料からの変更を除く。)
一六〇二・五〇	CC。ただし、第二類の非原産材料が使用される場合には、当該非原産材料のそれぞれが二千十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締約国である第三国において完全に生産されるものであることを条件とする。

一七〇一・一三一七〇一・九九	CC (第一二二二・九三号の材料からの変更を除く。)
一七〇二・三〇一七〇二・六〇	CC (第一二二二・九三号の材料からの変更を除く。)
一七・〇四	CTH
一八・〇三一八・〇五	CTH
一八〇六・一〇	CTH (第一七・〇一項の材料からの変更を除く。)(砂糖の含有量が乾燥状態において全重量の九十パーセント以上である加糖ココア粉に限る。) CTH。ただし、第一七・〇一項の非原産材料の重量が製品の重量の五十パーセントを超えないことを条件とする。(その他の製品)
一八〇六・二〇	CTH
一八〇六・三一一八〇六・九〇	CC (カカオ含有量が製品の重量の七十パーセントを超える菓子に限る。) CTSH (その他の製品)
一九〇一・一〇	CC (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える産品に限る。) CC (その他の産品)
一九〇一・二〇	CC (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)(バター脂の含有量が乾燥状態において全重量の二十五パーセントを超える産品であって小売用でないものに限る。) CC。ただし、非原産材料である第一二〇二・九〇号の米粉の価額が製品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。(米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十

	<p>パーセントを超える産品に限る。） CC（その他の産品） 注 二以上の品目別原産地規則が適用可能である場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならぬ。</p>
<p>一九〇一・九〇</p>	<p>CC（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える産品に限る。） CC。ただし、非原産材料である第一一〇二・九〇号の米粉の価額が産品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。（米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超える産品に限る。） CC（その他の産品） 注 二以上の品目別原産地規則が適用可能である場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならぬ。</p>
<p>一九・〇五</p>	<p>CTH</p>
<p>二〇〇一・九〇</p>	<p>CC（第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七〇九・九一號、第〇七〇九・九二號若しくは第〇七一一・二〇号の材料又は第〇七一一・九〇号のアーティチョーク、たまねぎ若しくはピーマンからの変更を除く。）（野菜の調製品（二以上の野菜から得たものを除く。）に限る。） CC。ただし、第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七〇九・九一號、第〇七〇九・九二號及び第〇七一一・二〇号の非原産材料並びに非原産材料である第〇七一一・九〇号のアーティチョーク、たまねぎ及びピーマンの価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。（その他の産品）</p>
<p>二〇〇三・一〇</p>	<p>CC（第〇七〇九・五一號、第〇七一一・八〇号又は第〇七一一・五一號の材料からの変更を除く。）</p>

二〇〇四・一〇	CC(第〇七・〇一項、第〇七二〇・一〇号、第〇七一一・九〇号又は第〇七一二・九〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇四・九〇	CC(第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七二三・一〇号又は第〇七二三・三二号から第〇七一三・四〇号までの各号の材料からの変更を除く。)(野菜の調製品(二以上の野菜から得たものを除く。)に限る。) CC。ただし、第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七二三・一〇号及び第〇七一三・三二号から第〇七一三・四〇号までの各号の非原産材料の価額が製品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。(その他の産品)
二〇〇五・二〇	CC(第〇七・〇一項、第〇七一〇・一〇号、第〇七一一・九〇号、第〇七一二・九〇号又は第一一・〇五項の材料からの変更を除く。)
二〇〇五・四〇	CC(第〇七一三・一〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇五・五一	CC(第〇七一一・三二二号から第〇七一一・三九号までの各号の材料からの変更を除く。)
二〇〇五・六〇	CC(第〇七〇九・二〇号の材料又は第〇七一〇・八〇号のアスパラガスからの変更を除く。)
二〇〇五・七〇	CC(第〇七〇九・九一号から第〇七〇九・九九号までの各号又は第〇七一一・二〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇五・九九	CC(第〇七・〇一項、第〇七〇九・五一号若しくは第〇七〇九・六〇号の材料又は第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項のばれいしょ若しくはきのこ(はらたけ属のもの

	<p>ない。)の含有量が乾燥状態において全重量の五十パーセント以上である混合物に限る。) C C (その他の産品)</p>
二〇〇八・二〇	C C (第〇八〇四・三〇号又は第〇八一・九〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇八・四〇	C C (第〇八〇八・三〇号、第〇八〇八・四〇号又は第〇八一・九〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇八・五〇	C C (第〇八〇九・一〇号又は第〇八一・九〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇八・七〇	C C (第〇八〇九・三〇号の桃又は第〇八一・九〇号の桃からの変更を除く。)
二〇〇八・八〇	C C (第〇八一〇・一〇号又は第〇八一・一〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇八・九七	<p>C C (第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第〇八・〇五項、第〇八〇八・三〇号若しくは第〇八〇九・一〇号の材料、第〇八〇九・三〇号の桃又は第〇八一・九〇号の冷凍のあんず、梨若しくは桃からの変更を除く。)。ただし、第〇八〇四・三〇号の非原産材料の価額が製品の価額の五十パーセントを超えないことを条件とする。(液体又はゼラチンに入った混合物に限る。)</p> <p>C C (その他の産品)</p>
二〇〇八・九九	C C (第〇八〇四・五〇号のマンゴー又はグアバからの変更を除く。)
二〇〇九・一一―二〇〇九・三九	C C (第〇八・〇五項の材料からの変更を除く。)
二〇〇九・四一―二〇〇九・四九	C C (第〇八〇四・三〇号の材料からの変更を除く。)

二〇〇九・八九	<p>CC (第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第〇八〇七・二〇号の材料又は第〇八一〇・九〇号のパッションフルーツからの変更を除く。)</p>
二〇〇九・九〇	<p>非原産材料の価額が製品の価額の五十五パーセントを超えないこと(関税分類の変更を必要としない。)</p>
二二〇一・三〇	<p>CC (第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。)(麦茶に限る。)</p> <p>CC (その他の産品)</p>
二二〇三・一〇	<p>CTH</p>
二二〇三・二〇	<p>CC (第二〇〇二・九〇号の材料からの変更を除く。)(ケチャップに限る。)</p> <p>CTSH (その他の産品)</p>
二二〇三・三〇	<p>CTH</p>
二二〇三・九〇	<p>CTSH</p>
二二・〇四	<p>CTH</p>
二二・〇五	<p>CTH (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料、第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)又は第二一〇六・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)</p>
二二〇六・一〇	<p>CTSH</p>

二二〇六・九〇

CC(第〇八・〇五項若しくは第二〇・〇九項の材料又は第二二〇二・九〇号の果実若しくは野菜のジュースからの変更を除く。)(果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)に限る。)

CC(第二〇類の材料からの変更を除く。)(ゼラチンに入った果実であつて、当該果実の含有量が全重量の二十パーセントを超えるものに限る。)

CC(第〇四・〇一から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える調製品に限る。)

CC(第一七類の材料からの変更を除く。)(糖水に限る。)

CC。ただし、非原産材料である第一一〇二・九〇号の米粉の価額が産品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。(米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超える調製品に限る。)

CC(第一二二・九九号の材料からの変更を除く。)(こんにやく調製品に限る。)

CTSH(その他の産品)

注 二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。

二二〇二・九一―二二〇二・九九

CC(第〇四・〇一から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)(ミルクを含有する飲料に限る。)

CC(第〇八・〇五項若しくは第二〇・〇九項の材料又は第二一〇六・九〇号の果実若しくは野菜のジュースからの変更を除く。)(果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)に限る。)

CC(その他の産品)

注 二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。

二二〇六〇〇・一〇〇	CTH
二二・〇九	CTH
二三〇九・一〇	CTH
二三〇九・九〇	CTH (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)(飼料用に供する種類の調製品であつて、乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。) CTH。ただし、第一〇・〇六項の非原産材料の価額が産品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。(ペットフード以外の調製品であつて、米の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超えるものに限る。) CTH(その他の産品)
二九〇五・四三一二九〇五・四五	CTSH
三三〇一・一二一三三〇一・九〇	CTSH
三五〇一・一〇一三五〇一・九〇	CTSH
三五〇二・一一一三五〇二・一九	CTH
三五〇二・二〇一三五〇二・九〇	CTSH

注 二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。

三二〇三・一一一三二二・七〇	CTSH
三八〇九・一〇	CTH
三五〇五・一〇一三五〇五・二〇	CTH
三五・〇四	CTH

(附属書Ⅱは、英語により作成され、この協定の不可分の一部を成す。)